

四日市市選管告示第11号

平成28年6月15日執行の三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙における期日前投票所を次のとおり指定したので、漁業法（昭和26年法律第88号）第94条で準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項で読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成28年6月3日

四日市市選挙管理委員会

委員長 市橋 愛爾

期日前投票所 四日市市楠町北五味塚2060-72
四日市市楠地区市民センター2階 旧団体事務局事務室

（選挙管理委員会事務局）